

資料－４

令和６年２月１４日
奄美大島海区漁業調整委員会資料

くろまぐろに関する令和６管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)

鹿児島県商工労働水産部水産振興課

水 振 第 7 7 7 号
令和 6 年 2 月 7 日
(水産振興課扱い)

奄美大島海区漁業調整委員会 会長 様

鹿児島県知事

くろまぐろに関する令和 6 管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)

このことについて、別案のとおり本県の知事管理漁獲可能量を定めたいので、漁業法第 16 条第 2 項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

連絡先

漁業監理係

担当：保科

TEL:099-286-3439(直通)

FAX:099-286-5613

5 水管第 2553 号
令和 5 年 12 月 21 日

鹿児島県知事 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

くろまぐろに関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

くろまぐろに関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めた都道府県別漁獲可能量 (鹿児島県分)
くろまぐろ（小型魚）	14.2 トン
くろまぐろ（大型魚）	8.9 トン

くろまぐろに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について

1. くろまぐろ（小型魚）

(1) 本県に配分された漁獲可能量
14.2トン

(2) 管理区分への配分ルール（県資源管理方針別紙抜粋）

本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね1割を本県の留保とする。残りのおおむね9割を平成22～24年漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映するものとする。

(3) 知事管理漁獲可能量の設定

- ・ 管理区分ごとの配分は、直近（令和2～4管理年度）の漁獲実績を反映する。
- ・ 上半期への配分は、それぞれ令和2～4管理年度で最も多かった漁獲実績を反映する（定置漁業は令和4年度、その他の漁業は令和2年度の実績を反映）。

管理区分	R2～R4 平均漁獲量 (kg)	比率	配分(t)	知事管理 漁獲可能量(t)
鹿児島県定置漁業（上半期）	21,675	78.7%	10.1	4.9
鹿児島県定置漁業（下半期）				5.2
鹿児島県その他のくろまぐろ漁業（上半期）	5,855	21.3%	2.7	0.9
鹿児島県その他のくろまぐろ漁業（下半期）				1.8
県留保枠	-	-	1.4	1.4
合計	27,530	100.0%	14.2	14.2

2. くろまぐろ（大型魚）

(1) 本県に配分された漁獲可能量
8.9トン

(2) 管理区分への配分ルール
1の(2)に同じ。

(3) 知事管理漁獲可能量の設定

管理区分	R2～R4 平均漁獲量 (kg)	比率	知事管理 漁獲可能量(t)
鹿児島県定置漁業	8,280	63.3%	5.1
鹿児島県その他のくろまぐろ漁業	4,805	36.7%	2.9
県留保枠	-	-	0.9
合計	13,085	100.0%	8.9